

建設業法改正（令和2年10月）に伴う「経營業務の管理要件」の注意点等について

※ 改正後の建設業法に基づく「経營業務の管理要件」についての主な注意点を記載したものです。詳細は建設業法施行規則（令和2年8月28日改正）及び国土交通省発出の建設業許可事務ガイドライン（令和2年9月30日改正）を参照ください。

1 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者について

- ◆ 「常勤役員等」のうち一人が建設業法施行規則第7条第1号イ又はロのいずれかの要件を満たすことが必要です。
- ◆ 「常勤役員等」だけでなく、常勤役員等を直接に補佐する者（以下「補佐者」という。）についても常勤であることが必要です。
- ◆ 常勤役員等（経營業務の管理責任者）及び常勤役員等を直接に補佐する者（以下「補佐者」という。）は営業所専任技術者の要件を備えていれば、当該営業所（基本的には本店）の専任技術者を兼ねることができます。
- ◆ 「常勤役員等の略歴書」（様式第7号別紙、様式第7号の2別紙一）及び「常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書」（様式第7号の2別紙二）の「従事した職務内容」欄は、建設業の経営経験が明らかになるよう具体的に記載してください。
- ◆ 補佐者は財務管理、労務管理、業務運営の複数の業務経験を有する者である場合は、1人の者が当該補佐者を兼ねることができます。また、その複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験として算入が可能です。
- ◆ 補佐者は、同一の者が複数の補佐者を兼ねる場合でも、それぞれの業務経験ごとに様式第7号の2（第2面～第4面）の作成が必要となります。
- ◆ 補佐者は、申請会社における5年以上の経験が必要です。したがって、設立後5年未満の法人では原則として認められません。

2 建設業法施行規則第7条第1号イについて

- ◆ 従来の「経營業務管理責任者」を引き続き置く場合は「イ（1）」が該当します。
- ◆ イ（2）における「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者

として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。次の書類で確認します。

- ・ 組織図その他これに準ずる書類
 - ・ 業務分掌規程その他これに準ずる書類
 - ・ 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録
 - ・ 人事発令書その他これに準ずる書類
- ◆ イ（３）における「経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験」とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。次の書類で確認します。
- ・ 組織図その他これに準ずる書類
 - ・ 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
 - ・ 人事発令書その他これに準ずる書類

3 建設業法施行規則第7条第1号口について

- ◆ 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。これらの経験は、申請事業者における経験に限られます。
- ◆ 「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。次の書類で確認します。
- ・ 組織図その他これに準ずる書類
 - ・ 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
 - ・ 人事発令書その他これに準ずる書類
- ◆ ロ（１）における「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。

<参考>

建設業法施行規則（令和2年10月1日改正後）抜粋

第7条 法第7条第1号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

1 次のいずれかに該当するものであること。

イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

(1) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

(2) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者

(3) 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

(1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

(2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

ハ （略）

2 （略）